

宮古市蓄電池システム導入促進費補助金交付要綱

令和3年10月1日

告示第161号

改正 令和4年3月31日 告示99号

(趣旨)

第1条 この告示は、再生可能エネルギーの積極的な活用による地球温暖化対策の推進及び災害対応力の強化を図るため、蓄電池システム（以下「蓄電池システム」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、宮古市補助金交付規則（平成17年宮古市規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象システム)

第2条 補助金の交付対象は、次の要件を全て満たす蓄電池システムとする。

- (1) 蓄電池及びパワーコンディショナーにより一体的に構成されたシステムで、住宅用太陽光発電システムと接続していること。
- (2) 設置された場所に固定されていること。
- (3) システム設置の際、未使用品であること。
- (4) 岩手県内に本店、支店、営業所等を有する販売店又は施工業者により設置されたものであること。
- (5) この告示又は他の制度による補助金等の交付を受けていないシステムであること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、市税を滞納していない者とする。

- (1) 自らが居住する市内の戸建て住宅に蓄電池システムを新たに設置した者
- (2) 蓄電池システムが設置された市内の建売住宅を購入し、自らが居住している者
- (3) 事業の用に供する市内の施設等に蓄電池システムを新たに設置した法人又は団体

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、蓄電池の定格容量（キロワットアワーで表した容量をいう。）3万円を乗じて得た額とし、20万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 規則第4条の規定による申請書の様式は、宮古市蓄電池システム導入促進費補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書は、太陽光発電システムと接続した日から3月以内に、次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 蓄電池システムを設置した住宅等の位置図
- (2) 蓄電池システムの設置に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書又は住宅売買契約書の写し
- (3) 蓄電池システムを構成する機器の型式及び容量が確認できる書類の写し
- (4) 蓄電池システムの設置状況を確認できる写真
- (5) 蓄電池システムの設置に要した経費に係る領収書の写し

(6) 蓄電池システム・太陽光発電システム接続申出書（様式第2号）

(7) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定通知等）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは宮古市蓄電池システム導入促進費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、不交付を決定したときは宮古市蓄電池システム導入促進費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、補助金の交付を受けようとする者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 規則第16条の規定による請求書の様式は、宮古市蓄電池システム導入促進費補助金交付請求書（様式第5号）によるものとする。

（処分の制限）

第8条 補助金の交付を受けた者は、蓄電池システムの法定耐用年数の期間内において、当該蓄電池システムを処分しようとするときは、あらかじめ宮古市蓄電池システム導入促進費補助に係るシステムの財産処分承認申請書（様式第6号）により処分の申請を行い、市長の承認を得なければならない。

（決定の取消し）

第9条 市長は、規則第17条に規定するもののほか、補助事業を行う者が前条に規定する期間内に市長の承認を受けずに当該蓄電池システムを処分したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（協力）

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて、自家消費電力量等の情報の提供その他の協力を求めることができる。

（補則）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の日の前日までに設置した住宅用蓄電池システムに係る第5条第2項の規定の適用については、同項中「住宅用太陽光発電システムと接続した日から3月以内」とあるのは、「令和4年1月31日まで」とする。

附 則

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の宮古市蓄電池システム導入促進費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に設置された蓄電池システムについて適用し、同日前に設置した発電システムについては、なお、従前の例による。